

周南市統合型・市民公開型GIS構築業務委託プロポーザル評価会
デモンストレーション実施要領

令和6年4月9日

周南市統合型・市民公開型GIS構築
業務委託プロポーザル評価会

1. 目的

この要領は、周南市プロポーザル評価会設置要綱第3条の規定に基づき、参加表明書等の提出者の提案予定システムについて、庁内の実務担当者によるシステムの使用感の評価を行うためのデモンストレーションの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2. デモンストレーションの実施日及び場所

実施日時：令和6年6月7日（金）（予定）

場所：周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所

3. デモンストレーションの評価者に関する事項

庁内で統合型・市民公開型GISシステムの利用が想定される、10課から各2～3人程度（最大30人程度）を選出し、評価を行う。

4. デモンストレーション参加者に関する事項

デモンストレーション会場に入場して説明を行う者の人数は3名以内とする。

5. デモンストレーションの実施内容に関する事項

(1) デモンストレーションにおける説明及び質疑応答は、提案予定システムをプロジェクターに投影し行うこととする。資料の配布等は出来ないこととする。

(2) デモンストレーションの時間は、各参加者につき、説明時間を20分以内、質疑応答を20分程度とする。

(3) デモンストレーションにおいて説明する機能等は自由とするが、以下の操作については、システムで実演すること。ただし、通信環境等により、当日実演できない場合は、事前に操作画面を録画した動画等での説明でも可とする。

① 統合型GISについて

- ・背景図、レイヤの切り替え
- ・検索機能（住所検索、目的地検索など）
- ・計測機能（距離、面積などの計測）
- ・作図機能（地図上に図形（ポイント・ライン・ポリゴン）を登録し、それに対して属性を付与する）

② 市民公開型GISについて

- ・公開データの登録（統合型GISのデータを市民公開型GISへ登録する）

(4) デモンストレーションの際にシステムに搭載するデータは自由とするが、山口県オープンデータカタログサイトにおいて、周南市の地形図、航空写真、都市計画決定情報等をダウンロードすることが可能であるため、必要に応じて利用すること。

URL：<https://yamaguchi-opendata.jp/ckan/organization/35215>

6. デモンストレーションの実施中の留意事項

- (1) 参加者の会場への入場は、担当課職員が指示するものとし、それ以外は会場への入場はできないものとする。
- (2) デモンストレーションにおいて、評価者又は担当課職員に対する参加者からの質問は受け付けない。
- (3) 参加者は、デモンストレーションの状況を録画又は録音してはならない。
- (4) デモンストレーションの進行は、担当課が行う。
- (5) デモンストレーションは、非公開で実施する。
- (6) デモンストレーションは匿名で実施するため、資料への企業名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないことがないように十分注意すること。ただし、使用する提案予定システムにおいて、技術上、企業等の名称を伏せることが困難な場合には、当該システムをそのまま使用しても良い。
- (7) 上記に定める留意事項を遵守できないほか、デモンストレーションの円滑な実施及び公正かつ公平な評価を妨げると認められる場合には、該当する参加者を会場から退出させることがある。

7. デモ機の貸し出しについて

- (1) デモンストレーションの評価者が実際に操作し、使用感を確認するために、参加者は搭載予定の統合型GISシステムを搭載したデモ機2台を市へ貸し出すこと。また、その際に、「5. (3) ①統合型GISについて」で示した項目を操作するための、マニュアルを2部提出すること。マニュアルの様式は自由とするが、A3版横1枚（両面）以内で作成すること。
- (2) 貸し出し期間は、デモンストレーション実施日からヒアリング実施日までとする。

8. その他の事項

- (1) この要領に定めるもののほか、デモンストレーションの実施に関して定めるべき事項が生じた場合は、会長が評価会に諮って定めるものとする。

附 則 この要領は、デモンストレーション実施中に限り効力を発する。